

2023年度後期 授業料免除のしおり④

「その他免除」の授業料免除等に申請する学部学生用（日本人学生）

このしおりは、授業料免除等を希望する、2019年度以前に入学した学部学生、修学支援新制度に申請できない方、修学支援新制度とその他免除の併用での減免希望者、その他特段の事情のある方、猶予を希望する方用のものです。

1. 授業料免除制度概要

詳細は、「千葉大学授業料免除選考基準」を参照してください。

授業料の減免については、「修学支援新制度」による減免と、「その他免除」のいずれか、もしくは組み合わせにより実施されます。申請しても必ず減免されるわけではありませんので、ご注意ください。

前期分の授業料免除は例年2～3月、後期分の授業料免除は例年8～9月に申請受付をしております。希望する場合は半期ごとの申請となりますので、忘れずに手続きしてください。

2. 対象学生

基準日（2023年10月1日）時点で在学予定の学部学生で、「千葉大学授業料免除選考基準」の基準を満たし、以下A～Fのいずれかに該当する者。

A. 2019年度以前に入学した者で、9月に高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）へ申請中の者。（「修学支援新制度」と「その他免除」の併用申請者。結果を比較して支援額の大きいものが適用されます。）

→給付型奨学金に係る定期採用は、例年4月と9月に募集しています。詳細は日本学生支援機構 HP もしくは千葉大学 HP をご参照いただき、忘れずに申請してください。

→修学支援新制度採用者で、併用ではなく修学支援新制度のみの授業料減免を希望する場合はしおり①を参照してください。

（例：現在支援区分Ⅰで全額免除されており、今後も区分が変わらない予定の方 等）

【日本学生支援機構 HP】進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

【千葉大学 HP】奨学金制度

<https://www.chiba-u.ac.jp/campus-life/payment/scholarship.html>

※授業料免除を希望する場合、給付型奨学金に申請して不採用となった学生は、原則修学支援新制度に採用となるまで4月と9月の両方の申請機会にお申込みいただく必要があります。

B. 2019年度以前に入学した者で、以下いずれかの事情により修学支援新制度に申し込むことが出来ない者。

→原則修学支援新制度の支援区分に基づき授業料の減免を行うこととなっていますが、以下の方は修学支援新制度に申請できないため、修学支援新制度への申請は不要です。

1. 基準日時点で給付型奨学金の支援が満了（終了）している、もしくは適格認定の結果、「廃止」となっている者。

2. 申し込み要件のうち、申請資格の「資産基準」もしくは「大学等への入学時期等に関する資格」を満たせない者。

→上記ではなく「収入基準」を満たせない場合については、修学支援新制度への申請が可能ですので、授業料の減免を希望する場合は修学支援新制度にも併せて申請してください。「在留資格」を満たせない場合は、「留学生用」のしおり③で申請してください。

3. 基準日時点で修業年限を超過する者（1年以内の超過）。

→ただし、別途修業年限超過に係る特段の事情のある方に限ります。

C. 2019年度以前に入学した者のうち、基準日時点で修学支援新制度の支援区分が「Ⅱ（2/3免除）」、「Ⅲ（1/3免除）」「支援区分外」の者（基準日以降に区分が変更される見込の者含む）で、「千葉大学授業料免除選考基準」による「その他免除」の授業料減免も希望し、「その他免除」の免除の方が免除額が大きくなる可能性があり、「修学支援新制度」での免除に加えて、「その他免除」の免除を希望する者。

→「修学支援新制度の支援区分による授業料の減免」と「その他免除」の免除結果を比較し、支援額の大きいものが適用されます。

D. 2020年度以降に入学した者で、「大学等への入学時期等に関する資格」により、修学支援新制度に申請できない者。

→原則修学支援新制度の支援区分に基づき授業料の減免を行うこととなっていますが、「大学等への入学時期等に関する資格」を満たせない者については、特例として「その他免除」での授業料免除への申請を認めません。

※2020年度以降に入学した者のうち、「大学等への入学時期等に関する資格」以外の事情により修学支援新制度に申し込むことの出来ない方は、原則「その他免除」の授業料免除も対象外です。

E. 2020年度以降に入学した者で、授業料の納入猶予申請もしくは月割分納を希望する者。

→猶予のみ、月割分納の申請であっても、所定の書類の提出が必要です。本しおりの記載に従い申請してください。

F. その他特段の事情のある者。

→A～Eに該当しないが、特段の事情のある場合は個別に審査します。ただし、以下の場合は申請を受け付けません。

1. 就学支援新制度への申請資格があるのに、個人の事情により申請していなかった者。
2. 2020年度以降に入学した者で、基準日時点で修学支援新制度に採用されている者（支援区分外含む）、もしくは過去の適格認定の結果、「廃止」となっている者。

3. 授業料免除における申請区分について

①授業料免除、②納入猶予、③授業料免除及び納入猶予、④月割分納の4つから選択できます。

※②もしくは④のみを選択する場合は、修学支援新制度への申請も不要です。

※③については、授業料が全額免除とならなかった場合にその支払いについて納入猶予を希望するもの。

※納入猶予を選択しない場合でも、納入期限は2月末日までとなっております。2月末日までの納入が困難である場合は、納入猶予を申請してください。許可された場合に納入期限が3月下旬まで延長されます。

※結果発表後の追加での納入猶予申請は原則受付できません。

4. 免除等結果について

申請書類を元に審査して千葉大学独自の基準により、予算の範囲内で、半期分（今回の申請では後期分）の授業料について、以下のいずれかで免除されます。

①全額免除 ②2/3免除 ③半額免除 ④1/3免除 ⑤不許可（免除なし）

※上記は2023年10月時点での予定免除結果ですので、今後変更となる可能性があります。

※②、④については、「修学支援新制度」のみでの免除となります。

5. 申請スケジュール

申請を一次申請と二次申請に分けていますので、必ず両方とも行ってください。どちらかだけしか行っていない場合は、申請不受理となります。下記期限後の受付はできませんので、必ず期日を守って申請してください。

	入力・提出期限（締切厳守）
在学生	2023年9月11日（月）9時～9月22日（金）17時まで
2023年10月入学者	2023年10月16日（月）9時～10月27日（金）17時まで

①一次申請（申請内容の入力）

Moodle の以下のコースから、**3. 授業料免除における申請区分について**の申し込み区分等を選択してください。

URL：https://moodle3.chiba-u.jp/moodle23/course/view.php?id=32387

コース名：「入学科・授業料免除申請・結果について」

トピック：【学部生用】2023年度後期：授業料免除一次申請フォーム

→アンケートフォーム：「④その他免除（学部）：一次申請」

②二次申請（書類提出）

一次申請を完了した後、学生支援課の窓口に、**8. 申請書類について**の申請書類を不備なく提出してください。

提出先：学生支援課生活支援係窓口にある投函ボックス

※郵送の提出も受け付けます。その場合は追跡できるようレターパック（ライト）を使用し、期限まで（当日消印有効）に送付してください。送付先は本しおりの最後に記載しております。

※上記期間において、特別な事情（留学・研究・病気等）により書類提出ができない場合は、受付期間前に書類を受け付けますので、事前にご相談ください。

6. 申請後の流れ

ご提出いただいた根拠書類を元に家計基準を算出し、総合的に審査して免除結果を判定します。その際、**根拠書類**では判定できないものがある場合は別途メールにて照会いたします。本照会は書類提出後、2～3ヵ月後に行われることもありますので、メールを見落とさないようにしてください。また、申請書類を提出する際は、照会時に確認できるよう、自身の作成した書類のコピーもしくは画像を保管しておいてください。

免除結果については、**2024年1月中旬頃**の通知を予定しております。

授業料免除等の結果が発表されるまで、申請者口座引落しはされません。選考の結果、支払いが必要になった場合の口座振替日・支払い方法等については、結果通知と併せてお知らせします。

授業料の納入期限は、2024年2月末日（猶予申請を行った場合は3月下旬）となります。

7. 諸注意

書類不備等の連絡の際は、「**学生証番号@student.gs.chiba-u.jp**」のアドレス宛に送付します。個人のアドレスや、「**@chiba-u.jp**」のアドレス宛には送付しません。

結果発表は Moodle にて行う予定ですが、結果を Moodle に掲載した際は、「**学生証番号@student.gs.chiba-u.jp**」のアドレス宛にご連絡します。

※提出された書類により取得した個人情報、授業料免除等の選考業務以外に使用しません。

※虚偽申請もしくは意図的な申請書類の改ざん等がある場合は、申請を取り消します。

※免除が許可されるのは、学生5名に対して1名程度となります。

8. 申請書類について

同一生計※家族の、基準日以降の1年間の家族構成・収入等を確認し家計基準を算定しますので、申請書等に併せてそれらの根拠書類の提出が必要です。原則、前年の収入等を元に判定しますが、転職等により収入等が変わる場合は、変更後の収入等見込みで判定します。

書類提出の際は、以下にご留意ください。

- ・提出する書類は、マイナンバー表記がないものをご用意ください。
- ・様式については手書きではなくデータで入力後、ご自身で印刷して提出してください。
- ・各種根拠書類については、様式ごとに左上をホチキス等で止めてください。

※【同一生計（一般）の考え方】（父母等が主たる家計支持者となる場合）

同居別居、援助の有無に関わらず、父母や兄弟等、祖父母等、生活費を共有している場合は同一生計として、世帯全員の状況を確認します。ただし、兄弟、祖父母等について、住民票上は同居していても、家賃・光熱費相当額を家に納めたうえで、父母と完全に異なる収入で生活している場合や、兄弟が就職したため現在は扶養から抜けている場合等は別生計とし、（様式2）には記載しないでください。

※【独立生計（独立）の考え方】（本人（及び配偶者）が主たる家計支持者となる場合）

父母等からの援助を受けず、本人（及び配偶者）の収入のみで生活している場合は、父母等を同一生計としない独立生計とし、（一般）とは異なり、家計基準の算定時に父母等の収入は含みません。ただし、独立生計の要件として、本人（及び配偶者）に一定以上の収入があり、父母等より一切の支援を受けず、税法・保険上の扶養にも入っていない必要があります。詳細は（様式9・独立）をご確認ください。全ての要件を満たすことができない、根拠書類が提出できない場合は独立生計として認められませんので、父母等を同一生計者（一般）として申請してください。

【全員提出が必要な書類】 記載方法等の詳細は様式集の説明欄でご確認ください。

書類	内容
（様式1） 授業料免除・納入猶予申請調書	家族構成等、太枠内のみご記入ください。太枠以降は申請書類を元に大学で記入しますので、記入不要です。
（様式2） 授業料免除・納入猶予申請書	申請理由を具体的に記入してください。授業料免除が必要である理由が明確でない場合は、再提出を求める場合があります。
（様式3）本人の収入に係る申請書	本人の収入を項目別に記入し、その根拠書類を添付してください。
（様式4） 家族の収入・就学に係る申請書	家族の収入、就学状況を確認します。収入の有無に関わらず、同一生計の家族全員分を用意してください。なお、家族に <u>国立</u> の高等学校以上に在籍している就学者がいる場合は、「様式4③（補足）」の作成を依頼してください。
同一生計の家族全員分の「住民票謄本」	「世帯全員の連記式のもの（マイナンバー表記無し）」を発行してもらってください。「世帯の一部」として個人ごとに発行されたものは受け付けません。 ※基準日より3ヶ月以内発行のもののみ有効とします。
授業料免除申請に必要な書類を入れた角2封筒。 ※レターパックで申請書類を郵送する場合は、追加の封筒は不要です。	角2封筒の表面には、横書きで提出日、学生証番号、氏名を記入し、朱書きで「授業料免除書類在中」と記載してください。

【その他特別控除等がある場合等のみ提出が必要な書類】

書類	内容
(様式5：新制度未申請) 修学支援新制度の未申請に係る 申立書	修学支援新制度に未申請の場合は、その理由を確認しますので提出してください。
(様式6：独立) 独立生計に係る控除申立書	独立生計者は根拠書類と併せて提出してください。
(様式7：母子父子) 母子父子家庭に係る控除申立書	母子父子世帯は根拠書類と併せて提出してください。 ※前期申請の際と状況等に変更がなければ、根拠書類は提出不要です。様式のみ提出してください。
(様式8：超過) 授業料免除に係る留年・修業年限 超過者の申立書 ※申請者から指導教員への作成依 頼等は不要です。	基準日時点で、休学期間を除いて48ヵ月（6年課程は72ヵ月）を超えて在学する場合、 <u>修業年限超過者</u> として取り扱います。本様式に修業年限を超過する事情を詳細にご記載ください。認められれば、 <u>超過期間が1年を超えない範囲</u> で申請を受け付けます。 ただし、 <u>特別の理由がない場合（自己都合による留年等）は免除申請の対象となりません</u> 。超過での申請を認めるケースは病気、休学や留学などに限られますので、ご注意ください。 ※ <u>指導教員等に学生支援課から事情等を確認する場合があります</u> 。 ※ <u>申請しても必ず許可になるわけではありません</u> 。
(様式9：被災) 被災に係る控除申立書	基準日6か月前以降に火災・風水害等を受け、本人もしくは家計支持者の家計に長期間影響がある場合は、根拠書類と併せて提出してください。 もしくは、東日本大震災やその他被災、風水害等により災害救助法の適用を受けた場合で、所定の事由に該当する場合は根拠書類と併せて提出してください。詳細は本様式をご確認ください。 ※前期申請の際と状況等に変更がなければ、根拠書類は提出不要です。様式のみ提出してください。
(様式10：障害) 障害に係る控除申立書	同一生計家族が日本で障害者手帳を交付されている、もしくは同程度の障害であり、その旨の医師の診断書がある場合は、根拠書類と併せて提出してください。 ※前期申請の際と状況等に変更がなければ、根拠書類は提出不要です。様式のみ提出してください。
(様式11：医療費) 医療費に係る控除申立書	基準日時点において、「日本国内で」引き続き6ヶ月以上にわたる期間療養中の方で、医療費控除（確定申告）をした方は、根拠書類と併せて提出してください。（海外で受診しているものは対象となりません。）
(様式12：単身) 単身赴任に係る控除申立書	基準日時点において、家計支持者が単身赴任している場合は、根拠書類と併せて提出してください。なお、自己都合による別居や、主たる家計支持者以外の別居は該当しません
(様式13：盗難) 盗難に係る控除申立書	基準日6か月前以降に、日本で盗難等を受け、本人もしくは家計支持者の家計に長期間影響がある場合は、根拠書類と併せて提出してください。

※状況をより詳細に確認するため追加の書類のご提出をお願いする場合がありますので、その際にご対応ください。

9. お問い合わせ先・書類送付先

〒263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33

国立大学法人千葉大学

学務部学生支援課生活支援係

メール：dde2178@office.chiba-u.jp

※メールは、「学生証番号@student.gs.chiba-u.jp」のアドレスから送付してください。

※やり取りの記録を残すため、お問い合わせの際は窓口・電話ではなく、必ずメールにてご連絡ください。